

山口県報

令和2年
12月18日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

保安林指定の解除 (長門市) (森林整備課) 二

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 (水産振興課) 三

土地収用法の規定に基づく事業の認定 (監理課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 四

道路の供用の開始 (道路整備課) 五

○選管告示

直接請求に必要な有権者の数 五



山口県告示第四百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年十二月十八日から令和三年一月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 旭酒造株式会社
住 所 岩国市周東町瀬越二一六七番地の四
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 旭酒造株式会社
所在地 岩国市周東町瀬越二一六七番地の四
- 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (kg/回)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔
一〇一ニ (二基)	二、〇〇〇	令和三、 一、八	令和三、 一、八	令和三、 一、八	連 続 一 日 当 た 一 八 時 間 の 使 用 時 間 変 動 な し

備考 「一〇一ニ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第十号の飲料製造業の用に供するろ過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
一〇一 (二五基)	六	五・八 八・六	九五〇
	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、二五〇
	四	六	〇・八
	一	〇	一・七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
排水処理施設	鉄筋コンクリート	一九五	凝集沈殿・ろ過・生物処理・吸着	連続	二四時間	概 変 動 な し	(既)		設

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		処 理 前	処 理 後	
排水処理施設	水素イオン濃度(水素指数)	七	七	〃
	化学的酸素要求量(mg/l)	五・八 八・六	六三九	
	浮遊物質量(mg/l)	一、四二〇	一、二九七	〃
	大腸菌群数(個/cm)	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〃
	窒素(mg/l)	一・四	一・五・七	〃
	りん(mg/l)	一・六	一・七	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
No. 2 排水口	〃	〃	一五三
No. 1 排水口	七 八・六	五・八 二・九	一三七 一六四

山口県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保

安林の指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
長門市三隅上字毛無谷一〇七五一の七九(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かんよう
- 三 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観
光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

令和二年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

柳井加入区

山口県告示第四百四十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和二年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称
防府市
- 二 事業の種類
防府市消防署東出張所建替事業
- 三 起業地

- (一) 収用の部分
防府市牟礼柳地内
- (二) 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

- (一) 法第二十条第一号関係
防府市消防署東出張所建替事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十条第九号及び第三十一条に掲げる施設に関するものである。
- (二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である防府市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
- (三) 法第二十条第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、防府市の事務を円滑に処理するとともに防災の拠点となる庁舎を整備することにより、地域住民の安全の確保が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、防府市の事務を円滑に処理するとともに防災の拠点となる庁舎を整備することにより地域住民の安全の確保を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

- 五 起業地を表示する図面の縦覧場所
防府市消防本部消防総務課

山口県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和二年十二月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
 路線名 四九〇号
 道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
宇部市大字小野字小倉四四〇八の四六地先から同市同大字字西入野二二七七八二の一地先まで		新	旧	最狭 最広 三二・〇〇 一六三・〇〇	延 (メートル)長 一、七三〇・〇 一、八〇七・〇	備 考 道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
 路線名 萩秋芳線
 道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
萩市大字明木字山下一四五〇の四地先から同市同大字 同字一四四九地先まで		新	旧	最狭 最広 一九・九 二一・七	延 (メートル)長 八六・八 八六・八	備 考 道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
 路線名 伊佐吉部山口線
 道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
宇部市大字小野字小倉四四〇八の四六地先から同市同大字字井手ケ迫三九一一の一地先まで		新	旧	最狭 最広 二一・〇〇 六六・〇〇	延 (メートル)長 六九八・〇 六二〇・〇	備 考 一般国道四九〇号の道路の区域(重用)
宇部市大字小野字井手ケ迫三九一一の六地先から同市同大字 同字三九一一の二一地先まで		新	旧	最狭 最広 一九・〇〇 四二・〇〇	延 (メートル)長 七〇・〇	備 考 道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
 路線名 豊田三隅線
 道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
長門市洪木字東広島九七二の二地先から同市洪木字屋ケ浴二九の一地先まで		新	旧	最狭 最広 四六・四〇 七四・二九	延 (メートル)長 二二七・四 二〇〇・三	備 考 道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
 路線名 長門秋芳線
 道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
長門市洪木字東広島五二の一地先から同市洪木字屋ケ浴三九の一地先まで及び長門市洪木字屋ケ浴三九の一地先から同市洪木字東広島九七二の二地先まで		新	旧	最狭 最広 一八・五〇 九六・〇八	延 (メートル)長 一九三・〇 三二・九	備 考 県道豊田三隅線の道路の区域(重用)
同市洪木字東広島九七二の二地先まで		新	旧	最狭 最広 三九・二 三六・八	延 (メートル)長 二三四・五	備 考 道路改良工事の完了による。

最狭 三八・六	八七・六	県道豊田三隅線の道路の区域(重用)
------------	------	-------------------

道路の種類 県道
路線名 日置上油谷線
道路の区域

区間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
新	旧				
最狭 二七・〇〇	最狭 三二・〇〇			九六・五	
				九六・五	

山口県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和二年十二月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名 一般国道 四九〇号	供用開始の区間 宇部市大字小野字小倉四四〇八の四六地先から 同市同大字字西入野三三七八二の一の地先まで	供用開始の期日 令和二年十二月十九日
---------------------	---	-----------------------

路線名 萩秋芳線	供用開始の区間 萩市大字明木字山下一四四〇の四地先から 同市同大字同字一四四九の地先まで	供用開始の期日 令和二年十二月十九日
-------------	--	-----------------------

路線名 県道 吉部山口線	供用開始の区間 宇部市大字小野字井手ケ迫三九一一の六地先から 同市同大字同字三九一一の二の地先まで	供用開始の期日 令和二年十二月十九日
--------------------	---	-----------------------

路線名 県道 豊田三隅線	供用開始の区間 長門市洪木字東広島九七二の二地先から 同市洪木字木屋ケ浴二九の二の地先まで	供用開始の期日 令和二年十二月十九日
--------------------	---	-----------------------

路線名 県道 長門秋芳線	供用開始の区間 長門市洪木字広島五二の二の地先から 同市洪木字木屋ケ浴三九の二の地先まで	供用開始の期日 令和二年十二月十九日
--------------------	--	-----------------------



山口県選挙管理委員会告示第四百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和二年十二月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

令和二年十二月十八日印刷
令和二年十二月十八日発行

発行人所

山口県知事

副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求 県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	知事の解職の請求	県議会の議員の解職の請求	県議会の解散の請求	県議会の解散の請求	県の事務の執行に関する監査の請求	県条例の制定又は改廃の請求	直接請求の種類
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項	地方自治法第八十六條第一項	地方自治法第八十一條第一項	地方自治法第八十條第一項	地方自治法第七十六條第一項	地方自治法第七十五條第一項	地方自治法第七十四條第一項	根拠規定
二四三、八二四	二四三、八二四	上関町・島田選挙区 周防大野選挙区 山陽小野田選挙区 美祿選挙区 柳井選挙区 長門選挙区 光市選挙区 岩国選挙区 下松選挙区 防府選挙区 萩選挙区 宇部選挙区 山口選挙区 徳山選挙区 下関選挙区	上関町・島田選挙区 周防大野選挙区 山陽小野田選挙区 美祿選挙区 柳井選挙区 長門選挙区 光市選挙区 岩国選挙区 下松選挙区 防府選挙区 萩選挙区 宇部選挙区 山口選挙区 徳山選挙区 下関選挙区	二四三、八二四	二四三、八二四	二四三、八二四	必要な有権者の数